

議案第54号

葛飾区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費の種目及び内容の見直しをする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区監査委員の給与等に関する条例（平成3年葛飾区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費、死亡手当」に、「9種」を「10種」に改め、同条第3項中「近接地（職員の旅費に関する条例（昭和30年葛飾区条例第10号）第2条第3項ただし書に規定する近接地をいう。）」を「、東京都（島しょを除く。）、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の区域」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。